

福井県報

号外第17号
令和6年
3月15日(金)
火曜日発行

告示

目次

○一般県道福井森田丸岡線(九頭竜川橋りょう)における兼用工作物(橋梁下部工)管理協定の締結(一〇四・道路保全課)……………1

告示

福井県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定に基づき、福井県と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局と西日本旅客鉄道株式会社金沢支社における兼用工作物の管理方法に係る協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、福井県庁および福井土木事務所において縦覧に供する。

令和6年3月15日

福井県知事 杉本 達治

九頭竜川橋りょう(一般県道福井森田丸岡線・北陸新幹線併用橋)

兼用工作物の管理等に関する三者協定書

福井県(以下「県」という。)と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北陸新幹線建設局(以下「機構」という。)と西日本旅客鉄道株式会社金沢支社(以下「JR」という。)とは、平成26年11月19日付け(平成31年1月10日付け一部変更)で締結した「一般県道福井森田丸岡線および北陸新幹線建設に伴い併用橋とする九頭竜川橋りょう(下部工)の新設工事等の施行に関する協定書」第15条及び令和3年3月4日付けで締結した「九頭竜川橋りょう(一般県道福井森田丸岡線・北陸新幹線併用橋)兼用工作物の管理等に関する協定書」第11条に基づき、九頭竜川橋りょう兼用工作物の管理等について、法令その他別に定めがある場合を除き、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、九頭竜川橋りょうは一般県道福井森田丸岡線(以下「道路」という。)と北陸新幹線(以下「鉄道」という。)が並走する併用橋りょうで、橋りょう上部構造は道路と鉄道に区分され、下部構造は道路と鉄道を一体で支える構造で構成されていることから、その下部構造の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する必要な事項を定め、その事項を円滑に実施することを目的とするものである。

(定義)

第2条 この協定における「兼用工作物」とは、河川法第24条、第26条第1項及び第55条第1項の規定に基づく平成26年11月28日付け国近整水第169号による許可書(平成27年3月18日付け国近整備福井河占調河占第150号、平成27年12月8日付け国近整水第132号、平成28年10月11日付け国近整備福井河占調河占第82号、平成29年7月31日付け国近整備福井河占調河占第65号、平成30年11月16日付け国近整備福井河占調河占第142号、令和4年2月4日付け国近整備福井河占調河占第33号、令和4年8月31日付け国近整備福井河占調河占第56号、令和4年12月26日付け国近整備福井河占調河占第132号、令和5年3月30日付け国近整備福井河占

調河占第160号により一部変更)の許可内容より、道路、鉄道及び河川管理施設を除く橋りょう下部構造の施設をいう。

2 この協定における「管理等」とは、兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理をいう。

3 この協定における「維持」とは、兼用工作物の巡回点検、除草等をいう。

4 この協定における「修繕」とは、経年劣化、事故等による兼用工作物の補修、補強等をいう。

5 この協定における「災害復旧」とは、天災等不可抗力による災害により兼用工作物に被害を受けた場合の復旧をいう。

(範囲等)

第3条 この協定の対象となる兼用工作物の範囲等は、別紙1に示すとおりとする。

(財産)

第4条 兼用工作物は県と機構の共有財産とし、その持分は次に示す割合によるものとする。

県 61.6%

機構 38.4%

(管理等の対応)

第5条 兼用工作物の維持は、県又はJ Rの道路又は鉄道施設に係る点検規定等に基づき行うものとする。ただし、除草は、県、J Rで協議し行うものとする。

2 県、機構又はJ Rは、兼用工作物の修繕を要すると認めるときは、修繕に係る施工主体、対策内容等について、相互間で協議するものとする。なお、県又はJ Rが管理する道路又は鉄道施設における修繕等の実施については、各々の管理で実施することを可能とするが、必要に応じて相互間で協議するものとする。

3 県並びに機構及びJ Rは、兼用工作物の災害復旧を要するときは、施工主体、対策内容等について相互間で協議するものとする。

(緊急措置の特例)

第6条 兼用工作物が天災等不可抗力による災害を受けたときその他緊急を要するときは、県又は機構及びJ Rは前条第2項及び第3項の定めに関わらず、兼用工作物の修繕又は災害復旧に係る工事その他必要な措置を講じることができるとする。

2 県又は機構及びJ Rは、前項の措置後、速やかにその措置内容に関して相互間で調整を図り、協議するものとする。

(費用の負担割合)

第7条 第5条第2項及び第3項並びに第6条第1項に定める兼用工作物の修繕及び災害復旧に要する費用の負担割合は、県又は機構及びJ Rに明確な原因がある場合を除き、原則次に示すとおりとする。

県 61.6%

機構及びJ R 38.4%

2 機構及びJ Rの負担については、「北陸新幹線(金沢・敦賀間)の鉄道施設の貸付け及び貸付け後の鉄道施設の管理等に関する協定書(令和6年3月15日付け締結)」の定めによるものとする。

(第三者損害)

第8条 兼用工作物の管理等に伴い第三者に損害を与えたときは、県又は機構及びJ Rそれぞれの責めに帰する場合を除き、県と機構及びJ Rは協議のうえ処理するものとする。

(施設の相互使用)

第9条 県又はJ Rは、それぞれが道路、鉄道又は兼用工作物の管理等により、相手方の施設を使用する場合は事前に協議するものとし、無償で使用できるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)開業日からとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県と機構及びJ Rは協議するものとする。

以上、協定締結の証として、この本書を3通作成し、県と機構及びJ Rが記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年3月15日

県 福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 杉本 達治

機構 福井市大手2丁目7番15号

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局長

綿貫 正明

J R 金沢市広岡3丁目3番77号

西日本旅客鉄道株式会社

常務理事金沢支社長

漆原 健